

予算特別委員会会議録(4)			
日 時	平成10年12月15日(火)	開 議	午後 2時30分
		散 会	午後 6時09分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	中村委員長、新野副委員長、前田・鈴木・大竹・斉藤・秋山・倉田・渡部(智)・浅田・阿部・西脇各委員		
説 明 員	平野・小原両助役、水道局長、総務・財政・経済・市民・福祉・環境・土木・建築都市各部長、小樽病院事務局長、保健所長、土木部参事ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記 記録担当</p>			

～会議の概要～

委員長

開議宣告。署名員に前田・倉田両委員を指名。付託案件を一括議題とし、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入る。

秋山委員

地域振興券について

この不況の中、子育て支援、65歳以上の経済的に厳しい高齢者層への負担の軽減を図ることにより個人消費の喚起を促し、地域経済の活性化に向け誘い水として実施されるこの事業をぜひ成功させるべきと思うがどうか。

総務部長

交付にあたっては輻輳する事務もあることから準備室を設置した。1月にはこれを更に拡大して実施本部を設置し、遺漏のないよう実施したい。

秋山委員

国保会計について

今回の補正予算に出生育児一時金として1,500万円補正した理由は何か。

保険年金課長

小樽市全体での新生児の数は前年とほぼ同数であるが、近年の経済情勢による企業倒産、リストラ等により近年になく被用者数が増加している。

そうしたことにより、建設国保などで出産適齢年齢の若年層の加入が多くなったことも一因と考えている。

秋山委員

50名分の補正を行っているが、これで間に合うのか。

保険年金課長

11月末の状況で比較すると平成8年度が66件、平成9年度が59件であり、今年度は86件となっており、例年より約20件程度多くなっている。

そうした中、50件分を補正しているので十分対応できると考えている。

秋山委員

障害者が安心して暮らせるまちづくりについて

ノーマライゼーションの観点から各部で取り組んできた施策を示せ。

(土木)建設課長

平成10年度の取り組みとしては、本通第2線の整備にあたり、横断歩道の部分において歩道部の高さを変えずに車道部の高さを歩道まであわせ段差解消を図り、水平な状態で横断できるようにするとともに点字ブロックを設置している。また、浅草線についても5箇所点字ブロックの設置を行っている。維持管理の関係では新通線、本通線、竜宮線など5路線で10箇所の段差解消を行った。

住宅課長

公営住宅の関係では車椅子専用住宅を手宮公園団地以降6戸建設している。また、住宅の建設に際しては住宅内部の段差解消、落とし込み浴槽の設置、室内・階段の手すりの設置を行い、高齢者、障害者が安全に生活できるようにしている。

建築指導課長

ハートビル法、北海道の福祉のまちづくり条例などにに基づき、確認申請を通じ、スロープ、手すりなどを設置し、高齢者・障害者が使いやすくなるような指導を行っている。

また、市の建築条例のなかで廊下幅、階段の手すり設置などの条項があり、その関係についても窓口で指導している。

交通安全対策課長

視覚障害者に対するメロディー信号機の設置を行っている。今年度は、手宮の小樽信金前、洗心橋交差点、商大通り阿部建設前、社会保険事務所前の4箇所で行っている。

社会福祉課長

障害者計画の策定を行い、それに基づいて各関係機関に要請している。

秋山委員

小樽市障害者計画のなかにもこうした問題に触れている部分があるので、高齢者・障害者が住みやすいまちに一歩でも近づくよう努力してほしい。

盲人ガイドヘルパー派遣事業について

ガイド数、利用者数、月平均出勤数を示せ。

社会福祉課長

登録者は21名いる。平成9年度の実績としては派遣延べ人数が307名、時間にして延べ746時間である。

秋山委員

利用者の自己負担はあるのか。

社会福祉課長

これは身体障害者福祉協会の自主事業である。ガイドヘルパーの派遣料については協会で負担しており、交通費については利用者の負担になる。

秋山委員

視覚障害者1級に対し、ハイヤー券を交付しているが、何枚交付しているのか。

社会福祉課長

現在28枚(遠隔地の人は35枚)交付している。

秋山委員

この券を利用している人から苦情があった。

1区間利用した場合530円であり、その1割引の470円の券を交付しているが、1区間を超えた場合その料金から1割を引きそこから470円を引いた額となるはずなのに料金から470円を引いた額を請求されるという。

現状はどうなっているのか。

社会福祉課長

ハイヤー協会には機会あるごとに取り扱いについての話はしているが、指摘の件については初めて聞いたので、なお一層その取り扱いについてきちんと行うよう強く言いたい。

秋山委員

タクシーの運転手に聞いたところ、いちいち障害者手帳を確認して会社に報告しなければならず面倒であるという人もいた。

そういうことを解消するために、一律530円の券を配布し、市からタクシー協会に支払いを行う段階でその差額を支払うということはできないのか。

社会福祉課長

結論としては900円の場合、事業者に810円入れれば良いことなので、どのような方法があるか事業者と今後詰めていきたい。

秋山委員

小樽病院におけるガイドヘルパーの配置について

視覚障害者の人から、こうした人を配置してほしいという要望があったが、実現することはできないのか。

(樽病)総務課長

小樽病院の現状としては、そういう人については玄関にある車椅子を利用してもらっている。案内に声を掛けてもらえば受付の手伝いは現実には行っている。

しかし病院の現実から言えば選任の職員を配置するのは困難であるので、言ってもらえば精算の手続きなどは手のあいている職員で対応できる。

こうしたことは積極的に宣伝はしていないが、今後もそうしたかたちで対応したい。

秋山委員

財政的に大変なのであれば心をかけたサービスの部分が大事である。前もって言ってもらえれば対応できるということ浸透させることも大事であると思うがどうか。

(樽病)総務課長

宣伝をするという話にはならないが、前もって言ってもらえれば対応は可能なので、病院に来た際に総合案内に声をかけてもらいたい。

秋山委員

薬を受け取る際には、番号札をもらい、自分の番号が表示されたら受け取ることになるが、目の不自由な人は自分が何番か分からず、また表示されたときも分からない。

改善策は無いのか。

(樽病)総務課長

そうした際には、外来の診療科と連携を取り、名前を呼ぶような対応を今後心掛けていきたい。

秋山委員

関連して、薬の袋に点字を入れることは難しいのか。

(樽病)総務課長

薬の袋は非常に薄いので点字を入れられる状況にはない。特に盲人専用の袋は用意していない。検討をしていないので、できるできないは別にして方法を考えたい。

秋山委員

全国的にも薬袋に点字表示をすることは出てきている。今後の課題として検討してほしい。

斉藤委員

(株)アール・アイに対する融資について

今回の一連の流れは極めて不備な点が目立つがこれは認めるか。

小原助役

一部にそうした点があったことは事実である。

斉藤委員

中心市街地活性化特別委員会で報告され、予算特別委員会の総括でその修正された契約書の案が示され、再度修正を行う作業が現在進められている。

再修正については具体的にどのような内容のことを行っているのか。

(活対)八木主幹

11日の指摘以降、更に検討を行っている。これまでも司法書士、弁護士の意見を聞きながら進めてきている。

おおむね原案は固まっているので現在、最終的な調整と相手方との確認を行っている。

斉藤委員

作業が遅れると、時間切れでアール・アイに盲判を押させることになる心配がある。今日の資料提出にこだわったのは、明日資料が提出され、新たな指摘事項が見つかった場合、側聞する18日の融資実行が困難になるということである。

私はそのため、今日の会議は資料の提出を待ち、予特を1日残して審議することを提案したが、各会派の意向としては議会としてはそこまでの責任を持つ必要がないということで今日の会議に臨んでいる。

現在、アール・アイや連帯保証人とはどのような調整を行っているのか。成文したものは示しているのか。

(活対)八木主幹

素案については相談しているが、内容については口頭で調整している。

斉藤委員

それであれば、契約書が完成した段階で話の行き違いが本当に無いのか心配が残る。

融資実行した後については議会に報告する考えなのか。

小原助役

金銭消費貸借契約案及び根抵当権設定契約書案については先日の指摘を踏まえ検討している。現在のところ18日に行いたいと進めているところである。

報告については委員会などでは行えないかもしれないが、なんらかの方法により行いたいと考えている。

斉藤委員

契約書の正本が完成した後の庁内における決裁の手順を示せ。

(活対)八木主幹

市街地活性化対策室及び次長、部長の決裁を終えた後、関係部局の決裁をもらうことになる。

斉藤委員

契約の実務の流れはどうなるのか。

18日にどのようなかたちで契約し、いつ融資実行されるのか。

(活対)八木主幹

18日に根抵当権の差し入れ証書を持参し、契約を締結する。それをもって融資実行となり、会計課からアール・アイに貸付金が振り込まれることになる。

抵当権設定については根抵当権設定証書をもとに、即、登記の手続きに入る。

斉藤委員

組合の請負業者に対する支払いは何時でいくらなのか。

(活対)八木主幹

契約上は12月31日までとなっているが、各JVへの配分や下請け業者への支払いもあるので組合に対し25日までに支払えるよう段取りしている。

金額については請負額の30%となっている。

斉藤委員

組合に対し25日に支払うのか。

市街地活性化対策室長

遅くとも25日までに組合がJVに支払うということである。

アール・アイが組合に対しては、融資実行されたらすぐに払いたいと言っている。

斉藤委員

3億5,000万円の融資を行おうとしているのに、その3~4日前に契約書の正本ができていないというのは世間一般の常識から考え、異常とは思わないか。

建築都市部長

期間的に余裕があるかたちで進められればベストであるが、慣れないなかで融資を行っているのでいろいろ不手際があったが、間に合うよう努力したい。

斉藤委員

この融資が決定したのは何時か。

建築都市部長

3定に議決している。

斉藤委員

あと1日、2日遅れたら18日に融資を行うのは無理である。「早くできるのがベスト」と言いながら、3定で決定してからこの2カ月間何をしていたのか。

建築都市部長

活性化対策室としてはいろいろ業務を行っている中で、一生懸命やってきたと思う。

斉藤委員

いろいろな業務を行っているというが、これは小樽市としても目玉事業であり事業をストップさせる訳にはいかないので3億5,000万円の融資を行うことになった大切なものではないのか。忙しいからとぎりぎりになったことは非常に残念であり、またその姿勢を疑わざるを得ない。

私は予特が始まるかなり前に、金銭消費貸借契約の中身がおかしいと指摘し、修正作業に入っているが、このことは他の会派には説明したのか。

(活対)八木主幹

説明はしていない。

斉藤委員

中心市街地活性化特別委員会で報告をした内容に変更があったにも関わらず、この委員会で資料請求をしなければ、この変更は全くわからない人がいた可能性が高い。

これが市と議会の本来の関係なのか疑問である。

契約書第6条の期限利益の喪失は当初は盛り込んでいなかったが、指摘してから盛り込んでいる。こう変えた理由は何か。

建築都市部長

金銭消費貸借契約書及び根抵当権設定契約証書については11月の活性化特別委員会で案というかたちで示しているが、その後も慎重に検討してきた。

第6条については借り手側にとってきつい条件であるが、経営には万全を期してほしいということで追加した。

斉藤委員

きつい条件とは何か。

市街地活性化対策室長

期限利益の喪失について当初入れていなかったのは、現実にもそうした状況になったときは根抵当権を実行するしかないと考えていたためである。

しかし、指摘を受け、相手側にはきつい条項にはなるが、公金を貸し付けるということに鑑み入れたほうが良いということになった。

斉藤委員

入れても入れなくても同じような答弁であるが、この条項を入れることによって、具体的にはどういうことを未然に防げるのか。

市街地活性化対策室長

現在第1項から第6項というかたちで案を示しているが、第1項については削除の方向で調整しており、第2項から第6項については支払いが難しくなった場合、貸付期限である3月31日を待たずに債務の弁済をしなければならないというものになる。

したがって、そうした状況になった場合、早期に債務の弁済を求めることができる。

斉藤委員

先程の答弁では、支払いが遅れたときは根抵当権を実行すると言っていたが、その考えは変わらないのか。

建築都市部長

根抵当権の実行についてはできれば実行したくないと願っている。

斉藤委員

願っているのは皆、同じである。支払いが遅れたときは実行する考えでこの契約書をつくったのか。

建築都市部長

公金を保全する意味でこの条項を入れた。

斉藤委員

今日は契約書が示されていないのでこの程度しか質問できないが、非常に答弁の歯切れが悪い。契約書づくりが遅れていることに対して、責任は感じないのか。

建築都市部長

私の不徳のいたすところで申し訳なく思っている。

斉藤委員

今、示されている契約書のなかでは1年間の貸付を行うということは分かるが、25年間貸すということはどこを見れば分かるのか。

市街地活性化対策室長

この金銭貸借契約書は単年度の契約なのでこの中には25年間貸すという条文は入らないものと理解している。

斉藤委員

貸し手はそれでいいかもしれないが、単年度契約では25年間貸すということがこの書面の中では担保されていない。これはどう説明するのか。

市街地活性化対策室長

これは単年度契約なので、25年間貸すという記載はできない。

斉藤委員

借り手側としては融資の金額、期間、利息が大切な要件であり、25年なければ払えない。

役所の仕組みから契約が単年度となることは分かるが、アール・アイに対し貸付期間を担保することは必要であり、担保しないことは不公平ではないのか。

小原助役

契約書に記載するのはいかがかと思うが、25年間の話については今まで協議している中で話している。信頼関係はあるが、借り手側からそのような要望があれば、別途協議しなければならないと思う。

斉藤委員

信頼関係があるので信じてほしいでは理解できない。こういったことこそ顧問弁護士に相談すべきではないのか。

市側は連帯保証人や担保をつけ対応を固めているのに、契約書上、相手には一切貸付期間の担保を与えていない。

相手の権利を担保することは必要だが、この辺りの議論はしたのか。

市街地活性化対策室長

シミュレーションは25年というかたちで行っており、単年度契約で同じことを繰り返すという話はしている。契約についてはあくまで単年度で行うということは相手にも話している。

斉藤委員

今の議論は内部で十分詰めた話ではないと感じる。

きちんとした理由があるのであれば納得するが、答弁を聞く限り、その場しのぎの行動をしているとしか思えない。

明日、提出される資料はもう修正が必要ないものになっているのか。

市街地活性化対策室長

明日、提出するものについては今までの議論を踏まえ、また、関係部局や関係人との調整をした最終案として提出するので、修正は考えていない。

斉藤委員

間違いがまたあった場合は、修正がかかるかもしれないとはしておく。

鈴木委員

市道路線の認定について

認定条件を示せ。

(土木)管理課長

前提として、道路の実態が「公共的な性格を有するものであること」であり、数値的には原則、幅員4m以上、勾配15%以下、両側が公道に接していること(回転広場がある場合を除く)である。また、要望者が土地所有者であれば問題無いが、異なる場合は所有者の承諾を得、どちらの場合もその土地を寄付してもらえれば一定の整理はできるものである。

鈴木委員

こうした条件が市民に理解されていない面があり、知ってもらう必要があると思う。

現在、認定されている箇所数を示せ。

(土木)管理課長

4月1日現在で1,360路線となっている。

市民周知については方法を考える必要はあるが、要望があった場合はいろいろなかたちで対応しているので、その辺りは理解してほしい。

鈴木委員

条件に当てはまっても財政の関係で認定されないケースもあると思うが、要望が上がっていて認定されていないものはどの程度あるのか。

(土木)管理課長

要望のあるケースは20数件あるが、基本的には要望したいが基準に合致しないことが分かっているため要望しないというものの方が多い。

この20数件についても基準を満たしていないものの方が圧倒的に多い。そのなかで圧倒的に多いのは土地所有者の同意が得られていないというケースである。

その他としては基準には合うが、例えば30mの道路を認定するのに測量等で200万円以上かかる場合などは財政的な問題で作業が進んでいないものもある。

鈴木委員

市民から市道にしてほしいという要望があるという裏には、市道になれば今後、除雪が充実することや上下水道の整備が行われるなどの期待がある。

要件を満たしていても、認定に多額の費用を要するものについては今後も認定されずにいくことになると思うが、除雪等に関し、市道ではないから全くできないというのではなく、今後前向きに考えていってほしいがどうか。

(土木)管理課長

認定基準を満たしているが費用がかかるものについては、認定できない訳ではなく前向きに考えているが、予算の関係もあり先送りされているのが実情である。

除雪については狭隘路線、急坂路線は機械が入れないということもあり、その辺りは一定程度の理解は得ていると思う。

除排雪は今後の除排雪計画の中で3種路線を2種路線に格上げすることを前向きに考えている。

道路整備については臨時市道整備の関係でも、毎年5億円程度の予算をかけている現状にあり、市道に認定されていない路線まで整備するというのは難しいのが現実である。

私道の整備については2分の1の助成を行っているので、この利用を考えてもらうのも一つの方法かと思う。

鈴木委員

認定の条件や私道の整備に対する助成などは広く知られていない状況にあるので、積極的にPRするとともに、行政の状況を理解してもらう必要があると思う。

前田委員

冬あったかプログラムについて

融雪機等に対する無利子融資の件については、実施年度、機種、融資金額、返済期間はどのように考えているのか。

(土木)管理課長

機種については融雪機、融雪槽、ヒーティングと考えている。期間、限度額についてはこれから各銀行と協議し詰めていきたい。

前田委員

実施年度はいつか。

(土木)管理課長

何年度とは示せないが、詰めている段階である。

前田委員

ごみの広域処理について

北後志地域廃棄物広域処理連絡協議会の設立趣旨を示せ。

(環境)白沢主幹

本年4月13日に北後志町村長会議が開催され、その中で連絡協議会を設置することに決まった。

趣旨としては平成9年に国でダイオキシンの排出削減のガイドラインが示され、道でごみの広域処理を推進していくことになり、この広域化計画に沿い、それぞれのブロックで検討するという趣旨に鑑み協議会が設立された。

前田委員

天神の焼却場の耐用年数は何年か。

清掃センター所長

おおむね20年から25年である。

環境部長

新しい施設をつくった場合、20年前後の耐用年数である。

天神の焼却場は昭和40年に建設されたものなので、既に耐用年数は超えている。その後、補修をし、運転の仕方を工夫しながら使っている状況にある。

当初、供用開始した段階では8時間で80トンであった焼却能力が現在は、10時間で50トンとなっているので相当能力が落ちている状況である。

前田委員

平成14年からダイオキシンの関係で規制が強化されるが、現施設は使っていくことができるのか。

(環境)白沢主幹

平成14年12月から1ngという厳しい基準になるが、今は1ngを超えている状況にある。それをクリアするには大規模改造が必要になるが、それを行うことが良いのか、広域処理施設を設置する方が良いのか基本計画を策定する中で、調査をしながら比較・検討していくことになると思う。

前田委員

北後志の他町村の焼却場の状況はどうなっているのか。

(環境)白沢主幹

北後志については赤井川を除いた4町村で広域処理を行っている。これについては40トン程度の処理を行っているが、処理量が少なく、24時間連続稼働はできないので平成14年からの基準はクリアできない状況にある。

見通しとしては、ここは廃止し別なかたちで処理していきたいと考えているようである。積丹では10トン程度の処理を行っているが、同様の状況である。

前田委員

平成14年まではあと3年しかない。早い時期から詰めていく必要があると思う。

最終処分場についてはどのような状況なのか。

(環境)白沢主幹

最終処分場についてはそれぞれの町村で用意しているので、広域で行う考えはない。

前田委員

それは国や道の方針とは合っているのか。

(環境)白沢主幹

広域処理の主たる目的はダイオキシン対策であり、可燃ごみ処理とリサイクルである。

埋め立てについては計画に盛り込む考えはない。

前田委員

小樽市一般廃棄物処理基本計画に基づき事業が現在進められているが、この計画上のスケジュールでは平成14年までに焼却場は完成する予定なのか。

(環境)白沢主幹

広域の基本計画については来年度に向け取り組む方向でいきたいというのが協議会の意見である。当然、小樽市も含まれるので、広域の計画と小樽市の計画はばらばらなものにはならない。

この広域の計画を策定していくとともにごみ処理施設の建設計画も含め、平成7年に策定した基本計画の見直し作業を行っていくことになる。

前田委員

リサイクルプラザの建設についてはどう考えているのか。

(環境)白沢主幹

市のごみ処理基本計画では位置づけされているが、広域の基本計画のなかでも具体的に北後志ブロックのなかでどのように設置していくのが良いのか検討していく必要があると思う。

広域計画の策定にあたり議論しながら、市の計画の年次からはずれ込むかもしれないがそのなかで考えていくべきであると思う。

天神のリサイクルセンターもまだフル稼働の状態ではないので、これをどう稼働率を高めていくか、また、平成12年から追加される新しい収集品目も含め、分別収集計画の見直しを行い整備していかなければならないと考えている。

前田委員

財政的負担が大きくなるため、国や道の指導に従わない町村が出てきた場合はどうするのか。

(環境)白沢主幹

全国画一に行えといっても地域地域の事情もあるので、全ての市町村で広域処理を行うというのは考えられない。

今後のごみ処理施設の建設にあたっては、あくまでも広域処理を行うところが優先的に採択されていると言われていたが、単独で行う場合は補助対象とは別に自治省の予算措置もあるので、それを活用しながらそれぞれの市町村で処理施設が建設されていくものと思う。

前田委員

広域処理を行う場合、市として考えられる問題点として、効率的なごみの輸送システムをつくっていかなければならないと思うが、このことについてはどう考えているのか。

(環境)白沢主幹

どこに施設を建設するか決まっていないが、仮に小樽市に建設された場合、積丹が一番遠くなってしまう。

中継基地をもった方が良いのか、直送した方が良いのか、経費試算をしながらシステムを考えていかなければならないと思う。

前田委員

小樽市の計画では桃内に建設することになっているが、広域処理になるなど計画の内容が変わった場合、住民のコンセンサスについてはどう考えているのか。

(環境)白沢主幹

桃内の住民には小樽市のごみを処分するために焼却場を建設したいということについては以前に理解してもらっている。

広域処理を行うということについては新たな話になるので、小樽市に建設するという話が出てきた場合、協議していかなければならない問題と考えている。

前田委員

堆肥やRDF(ごみ固形化燃料)の関係についても広域化の話が出ている。

代表質問に対する答弁では「研究する」と言っているが、このことについてはどう考えているのか。

(環境)白沢主幹

RDFについても問題点があり、大きなものとしては売電価格と経費に大きな開きがあり、これの補填措置も現行の制度では無い状況であり、全国的にもこれに踏み込めない要因がここにもあるのかと考えている。

札幌、千歳、江別、北広島の道央圏で検討したが、実際には各市で相当の負担をしなければこのシステムが成立しないという結論になり、現在、RDFを行いたいという自治体は出てきていないのが実態である。

前田委員

堆肥についてはどう考えているのか。

(環境)白沢主幹

家庭ごみの生ごみの堆肥化については、規模の大きくない町村では生ごみを分別収集し堆肥化することも可能と思うが、小樽市規模かそれ以上になると、生ごみとそれ以外のものを分けて排出するのは困難である。

事業系の生ごみについては分別し排出することは可能と思うが、その受け皿となる施設についても市で建設するのではなく、事業者責任で行うとすれば、事業者に分担して負担してもらうことになるので、現状では難しいと考えている。

前田委員

石川県金沢市の企業を視察したが、そこではそこから出る生ごみを自らが処理しているということであった。

広域処理も含め有効利用することは大切なことであるが、学校や病院から出る生ごみについて堆肥化することを研究してほしいがどうか。

(環境)白沢主幹

学校給食や病院の担当部局ともこれまで何度か話し合いを行っているが、今後考えられている給食センターの統廃合を行った際にはこうしたことも考えていかなければならないと担当からは回答を得ている。

病院についても生ごみの処理については十分、考えていってほしいと思っている。

前田委員

広域化が図られるまでの対応だが、施設が完成する前は天神の焼却場で他町村のごみを受け入れる可能性はあるのか。

(環境)白沢主幹

施設が完成するまではそれぞれの町村で処理することになる。

焼却場が平成14年の12月までに建設されなければ、それぞれの町村で埋めることもやむを得ないと思う。

天神の焼却場では他町村の可燃ごみまで受け入れることができる能力はないので、それぞれの町村で処理を行うことが基本になる。

前田委員

広域処理のメリット、デメリットを示せ。

(環境)白沢主幹

メリットとしてはダイオキシンの削減対策が図られるということである。もう一つは国で現在検討中であるが、広域化で施設を建設する場合は建設費の補助の上乗せも考えているところである。

デメリットとしては地域住民にとって他市町村のごみが処理されることになるので、理解と協力を得ることが一番の問題点かと考えている。

大竹委員

デイサービスセンターについて

銭函デイサービスセンターでの現在の運営状況、経費、効果を示せ。

高齢福祉課長

平成8年3月に開設し、11月末で66人の登録者がいる。

ここについては日常生活に支障のあるおおむね65歳以上の人をバスで送迎し、食事や日常生活動作の訓練等を行っている。本人の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上に資するとともに、家族の介護負担の軽減にもつながっている。

現在、8名の職員で運営しており、経費的には人件費が80%を超えており、その他は物件費である。人件費が経費の大半を占めているという厳しい運営状況なので、今後、このあたりをどう打開していくかがポイントになっている。

大竹委員

運営については委託しており、大変良い施設ではあるが、人件費が膨らむという状況が今後も続けば運営ができなくなってしまう可能性もあると思う。早めに手を打たなければ、サービスを行うことさえできなくなってしまう。

今後、この状況を改善していくためにはどのような手立てがあるのか。

デイサービスに限らず委託に対し、どのような考えを持っているのか。

福祉部長

介護保険の導入に向け、社会福祉施設や法人に対する補助の仕組みが大幅に変更している。特にデイサービスについては以前は補助基準というものがあつたが、平成9年から方式が変わり、委託法人としては経営が厳しい状況になる。

また、介護保険制度が導入されると、経営も現在より厳しくなるので法人とも協議しているが、デイサービスについては単独施設では経営が難しくなる。例えば、老健施設やデイケアや特養を持っている施設であれば、経営の改善も可能だが、錢函デイサービスセンターについては単独型であり、市の財政支援にも限界があるので、この介護保険の導入に向けては大幅な見直しが必要になるので、今後とも受託法人と十分協議していきたい。

大竹委員

高齢化社会に向け費用がかかっていくことは分かるが、費用をかけないためにも寝たきり老人をつくらないようにすることが大切なこととなってくる。

特養に行かないようにさせる取り組みがこれからの最重要課題となってくると思うので、このあたりについての今後の取り組み内容を示せ。

福祉部長

指摘のようにハードの部分の整備だけではなく、在宅でいかに老後をやすらかに過ごすかということが課題となってくる。

老人保健福祉計画の進捗状況とも関連があるが、これからは在宅支援を中心にして、いつまでも元気なお年寄りであってもらうような観点での福祉施策を進めていかなければならないと考えている。

休 憩 午後 4時22分

再 開 午後 4時50分

阿部委員

桃内の一般廃棄物処理施設建設に伴う地域要望について

下水道の関係については以前に質問した際、技術的な問題もあるので研究したいとのことであつたが、その後、どうなっているのか。

環境部副参事

この地区は調整区域なので公共事業による下水道整備は困難な状況にある。現在まで代替案を検討してきており、地域には合併浄化槽ではどうかと提案している。町会からもそれに同意する回答をもらっており、現在、整備に向け細部の調整を行っている。

阿部委員

この問題は2年以上も前から出されていたのに、何故、いままで放置されていたのか。

環境部副参事

町会からはいろいろな要望があり、一遍に行うことはできないので、随時、町会と調整を取りながら整備してきたという経過がある。

その中で、水洗化については町会のほうから逆に時間を貸してほしいという話があり、現在に至ったという経過

がある。

阿部委員

ごみ処理場の建設はどんどん進んでいるのに、こうした下水道の整備など住民の要望は遅れているという状況にあり、非常に疑問に感じる。

住民要望が早期に実現するよう、新年度に向け予算措置を検討してほしいがどうか。

環境部長

この地区については調整区域であり、下水道の整備ができないという問題があり、その代替案を検討し、それを町会に示したのが今年の5月である。

これについてはおおむね同意を得ているが、実際に行うにあたり町会としても調整することが必要なため、若干時間をほしいと言われており、最終的な回答を得た状態にはなっていない。また、合併浄化槽を設置するには国から補助を受けることもできるが、そのためには計画を策定しなければならないので、このあたりの作業を行いながら、町会からの返事を待ち、予算措置をしていきたいと考えている。

阿部委員

いずれにしても早急に手立てをとってほしい。

塩谷E団地における幼児遊園について

国道5号拡幅により、廃止するとのことだが、代替については考えているのか。

住宅課長

平成4年に開発局から国道拡幅に伴って、塩谷E住宅の敷地を購入したいという申し出があった。その後、事業遅延のため遅れていたが、今年度に入り平成10年度中に購入したいと言ってきた。

市としては平成4年以降、代替地として近隣の用地を捜し交渉を進めてきたが、土地所有者がその利用目的上敷地に余裕が無いということで断られ、現在のところその隣接地に幼児遊園をつくることは断念している。

阿部委員

国道拡幅により削られるものだが、この件に関し国や道の協力は得られているのか。

住宅課長

開発局からも土地所有者に対し、小樽市に購入希望があることは伝えてもらっている。

しかし、実際の処理としては、今回の補正で計上している400万円については、代替地を提供してもらおうというのではなく、用地売却の補償補填で処理したいと考えている。

阿部委員

ここに幼児遊園が必要であるという認識は市としてはあるのか。

住宅課長

開発局から申し入れがあった後、住民説明会を開き入居者に説明を行った。その中では国道の拡幅に伴うものなのでやむを得ないということであった。

この拡幅工事には擁壁が用いられることになり、工事終了後、どのような形態の土地が残るか現時点では分かりかねる部分がある。

工事が終了した段階での敷地の形状を見ながら、入居者と協議し、検討していきたい。

阿部委員

今回の補正予算ではこの土地売却収入を財源に人件費や施設整備費に充てているが、本来は幼児遊園を別な場所に設けることに使うべきではないのか。

この拡幅事業は以前から行われていたのだから、代替地についてももっと早くから手立てしておくべきではなかったのか。

住宅課長

今回は景気浮揚対策の補正予算を計上しているので、この土地の売り払いとたまたま時期が重なったということで理解してほしい。

公営住宅の関係で土地を売り、収入が生じた場合には公営住宅の用途に使いなさいということが決められているので、特別会計の中でこの収入を利用した。

また、代替地については以前から捜しており、適地があったためそれを購入すべく努力を続けてきたが、土地所有者から断られたため断念したという経過なので理解してほしい。

阿部委員

入居者からは幼児遊園や駐車場が必要だという声もあり、また「築港には立派なものをつくっているのに」という住民感情もある。

経過は分かるが、市としてもきちんと考えているという姿勢を示してほしいがどうか。

住宅課長

公営住宅の整備基準の中にも「児童遊園の確保」という項があり、住宅課としても住宅を建設する際には児童遊園は必置と考えている。

今回の件については入居者と十分協議して進めていきたいと考えている。

西脇委員

地域振興券について

なぜ、このようなことをやらなければならなくなったのか。

地域振興券準備室長

国の緊急経済対策の一つの柱として考え出されたものである。

西脇委員

景気が悪くなったからといって、なぜ子育てを行っている親を支援しなければならなくなったのか。その原因は何か。

財政課長

バブル経済崩壊後の税収の低迷というのが一番大きな要因ではないかと考えている。

そうした状況を受け、一時、国では財政構造改革にも取り組んだ経過があるが、それが金融機関の破綻等と時期が重なった関係もあり、より一層景気が低迷する方向に進んだと考えている。

西脇委員

今回の交付対象となっている世代は、バブルの影響をあまり受ける層ではない。結局、昨年4月以降に極端に景気が悪くなったのは消費税の増税、医療改悪、所得税減税の中止により9兆円の負担増となっていることである。

4人家族で30万円の負担が出ているので、消費を控えるようになったことが今の状況を引き起こしていることには間違いが無い。

事業概要が今日、提出されたが、市の裁量権はどの範囲まで及ぶのか。

地域振興券準備室主幹

この事業については国の補助を受け、市が実施主体となっていくものである。国から示された補助要綱の範囲内で市が独自に設定できる部分も多少ある。

西脇委員

印刷にかなりの経費がかかると思うが、業者の選定に対し公平を確保するためどのようなことを考えているのか。また、偽造防止についてはどう考えているのか。

地域振興券準備室長

裁量権の関係だが、実施主体は小樽市になるので、特定事業者の範囲についても独自の判断ができると考えている。

印刷については、偽造防止も大事なことであり、札の「透かし」のようなものを市内の印刷業者ができるかどうか確認したところ、できるとのことであった。

地域振興という観点から、印刷についても市内業者に発注したいと考えている。

西脇委員

目の不自由な人への対策はどう考えているのか。

地域振興券準備室長

地域振興券そのものについてはどのような方法で認識してもらうか、また、PRについてはどうするか等まだ詰めきっていない部分があるので、そうした人たちの意見も聞きながら調整していきたい。

西脇委員

連続して3カ月以上入院している人や老人保健施設に入所している人は交付の対象外となるとのことだが、これは何故なのか。見方によっては差別ではないのか。

地域振興券準備室主幹

対象者の決め方については、今年度行われている臨時福祉給付金の例によるものがほとんどであり、それに加え15歳以下の児童のいる世帯主を対象とするという考え方で事業が進められてきているので、個々の中身については即答できかねる。

西脇委員

そうしたことも含めて、一定程度自治体に裁量権がなければ矛盾が出てくる。同じ収入であっても市民税の均等割が非課税の人は該当するが、それ以外の人は該当しないとなっている。この矛盾はどう考えているのか。

地域振興券準備室長

15歳以下については問題がないが、それ以外の人については所得割のみ非課税、均等割も含めて非課税などいろいろな人がいる。

全ての人に交付すべきという考えもあるかもしれないが、いろいろなケースを想定した場合、一定の縛りも必要かと考えている。

西脇委員

国が決めたことではあるが、所得制限をすること自体がお年寄りの気持ちを考えていないものである。なぜかという、この券を使う人は所得が低いということの名乗るようなものである。こういう制度について、住民に奉仕する立場からどう考えているのか。

地域振興券準備室主幹

この制度については、既に特別減税等で恩恵を受けている人以外の人を対象とする要素も加味されたものと認識している。

西脇委員

今回の交付対象者は何名か。

地域振興券準備室主幹

正確ではないが、現在把握しているのは15歳以下が約2万人、65歳以上については約1万5,000人、その他の対象要件に該当するものを含め、合計で約4万2,000人と押さえている。

西脇委員

誰にでもプライドはある。自ら「私は低所得者です」と名乗り券を使う、こうした制度は、私は良くないと思う。

この問題は7月の参院選の際に、我が党が「消費税減税が最も有効な景気対策である」と主張したのに対し、公明党が一時的な消費税の還元として、国民1人あたり3万円の商品券を配布するとしたことに端を発したものである。

予算規模4兆円と当初言われていたものが、圧縮されて現在のかたちになっている。これは景気対策と言われているが、あえて言うなら福祉対策という側面が強く、それであれば理解できない訳ではない。

作家の沢地文枝氏も「予期せぬ収入があり、それが使途を限定されるものであっても、米や食糧など暮らしに不可欠なものしか人は買わない。商品券による消費の活性化など夢のまた夢であろう」と言っている。13日の道新にも、中学3年生が「商品券よりも福祉の充実をすべきだ」と投書しているなど、いずれも景気対策ではないと指摘している。実際に働いている人に何の恩恵もないが、財源は赤字国債で行うものなのだから働く人に負担がくるということも含め、矛盾が沢山あり、結局、何のために行うのか分からないものはやめるべきだというのが中学生の指摘である。

小樽の景気が良くなってほしいというが、そのためにはこの地域振興券という方法が良いのか、国民の8割が望んでいる消費税を3%に戻すか凍結するか、少なくとも食料品は非課税にしてほしいという意見とはどちらが有効と考えているのか。

経済部長

この件についてはいろいろな意見があるが、この経済不況の中で効果は一定程度考えられると思っている。

それはこの券の使い方によると思うが、一つは釣り銭を出さないということであり、場合によってはいくらかの金額を付加して使用する人もいると考えられる。また、このことによって回ってきたものを、更に次の投資につなげていけば、非常に大きな効果があると考えている。

したがって、どちらが良いという議論は無理と思う。

西脇委員

全額消費に回ったとしても8億4,000万円である。その分が今まで買い物をしていた上にまるまる上乘せされ消費が拡大されると考えるのがまともなのか、商品券で購入した分貯蓄に回ると考えたほうが普通なのか。私は後者であると思う。

地域振興券により、どの程度の経済効果があると考えているのか。

商工課長

予算上は8億4,000万円であるが、一概にどの程度の経済効果があるとは言えない。少なくとも、一定程度の効果はあると思う。

西脇委員

当初の「国民全てに3万円」というのであればまだ効果はあったと思う。

平成7年の統計では、小樽市の1世帯あたりの月額平均消費支出は31万5,000円である。単純にこれに世帯数の6万5,000を掛けると約200億円になり、年間消費支出は約2,400億円となる。8億4,000万円が全て消費に回ったとしても0.3%にしかならないので、地域振興券で小樽の景気回復に効果があるとは思えない。

こうしたやり方ではなく、恒久的に国民の懐が暖まる施策が必要であるというのが我が党の見解である。

65歳以上の方については所得制限を設け、自らが低所得者であることを名乗りながら使わなければならないこのような制度は良い制度と考えているのか。

平野助役

地域振興券については緊急経済対策の一環として行われた一つの施策であり、これだけが経済対策というわけではない。65歳以上の条件については、以前に行った臨時給付金も同様であるが、一定程度の制限がある。税につ

いても同じ収入であっても家族構成等により金額は大きく異なるので、地域振興券についても同じく制限を持ったところである。

効果についてだが、委員は当初の通り国民全てに配布したほうが効果があるというが、国の予算の関係もあるの
で今回は、消費の喚起、地域の経済活性化につながるべくこういうかたちで、子育てを行っている親、低所得層の
高齢者など消費に困っている人を対象にしているので当然、市内の消費増に結び付くと考えている。

西脇委員

最初の公明党の考えでは予算規模も4兆円を上回るので、全額が消費に回らなかったとしても一定の効果はある
のではないかと考えたということである。

日本経済新聞でも経済学の教授が、「これは経済学を学ぶには良いテーマだ」と言っている。

我が党としては国民の懐を暖める施策が必要であるという立場で質問している。

市としても経済対策としていくつかの施策を今定例会でも提案しているが、年末を越すには十分なものとはなっ
ていない。

(「振興券はやるなというのか。」と呼ぶ者あり)

その件について答えるが、この制度は景気対策としては愚策中の愚策であるが、福祉施策という点から見れば全
く効果が無いものではない。

趣旨は景気対策と言っているので、そういう意味では、「金持ち減税」「公共事業の積み増し」「商品券」は愚策
3点セットである。これでは、景気対策とはならない。

倉田委員

堺町本通について

ここは観光客も多いため、歩道をロードヒーティングすることも必要かと思うが、行う場合は条例で定められて
いる助成しか受けられないのか。

(土木)建設課長

地元には市道における歩道ロードヒーティングを行う際の助成制度を活用してほしいと説明している。

倉田委員

地域に対してはきちんとした説明会を開いたのか。

(土木)建設課長

本通第2線の全体の工事の概要について地元の説明会を開いており、その際に歩道のロードヒーティングに対す
る助成制度の説明を行ってきた。

倉田委員

そのときの関係者の機運の高まり、反応はどうであったのか。

(土木)建設課長

できるだけ全体の方々に取り組んでほしいと説明したが、ロードヒーティングは安い負担ではないので個々の事
業者の都合もあり、高い関心を示す人もいれば、関心を示さない人もいた。

倉田委員

ここは観光客が多く集まる場所であり、冬の小樽はきれいであったという印象を持ってもらうためにも、ロード
ヒーティングを行っているところと行っていないところがばらばらであってはいけないと思う。

ここは特に観光の拠点であるとして何らかの手立てを考えることはできないのか。

(土木)建設課長

観光拠点であるので冬場の歩行環境の改善は大切なことと考えており、市としても除雪体制の検討をしていかな

けれどもならないと思うが、事業者としてもロードヒーティングよりもきめ細かな除雪のほうが大切と考え、実際に取り組んでいる人もいます。

行政だけではなく民間サイドとしてもおもてなしの心を持って取り組んでほしいと考えている。

土木部で所管しているロードヒーティングの助成は個々の事業者に対するものであるが商店街として組織化されれば、他の部局で持っている助成の対象になる。

地元に対しても環境整備の選択肢が増えることになるので、今後、関係部局と連携を取り対応していきたい。

倉田委員

制度があるのならそのPRを行うなど行政としても努力してほしい。

海産物のおみやげ店について

観光客から品質に関するクレームが非常に多いと聞かすが、行政として指導はできないのか。

生活衛生課長

保健所では平常業務のなかで監視員が、かきの販売店等に立ち入りし、有症事故発生防止の観点から腐敗、変敗した食品の排除など衛生的な取り扱いについて指導している。

倉田委員

店頭では良いものを出し、後日郵送するものの質を落としたり、また、おいしくないものを無理やり本物の味だと思わせ売り付けているという話も聞く。

そういったことを何とかする手立てはないのか。

消費生活課長

2～3年前にそういった問題があり、当時の担当課長が業者と話し合ったという話は聞いている。ここしばらくはそういった話は聞いていないが、もし、そうした話が入ったらそのケースにより対応を考えたい。

倉田委員

良い観光都市を目指すためにも、行政がしっかり監視して行ってほしい。

介護保険について

モデル事業の内容は公表できないとのことだが、調査対象となった6,500名の高齢者の抽出はどのように行ったのか。

高齢福祉課長

この実態調査の目的としては介護保険制度の導入に併せて老人保健福祉計画の見直しを行う必要があるので、その第1段階として実態把握のため行われたものである。

内容として、対象者は、高齢者の一般調査としては市でおさええている施設サービスの利用者以外の65歳以上の人を無作為に抽出した2,925名、在宅サービスを利用している人で寝たきりの人全員である147名と虚弱の人の1割である105名、特養、老人保健施設、療養型病床群、養護老人ホームの施設の入院者・入所者1,400名、特養に申込み在宅で待機している人18人、40歳から65歳の人から無作為に抽出した1977人の計6,572人を対象に行い、回収したのは5,590人となっている。

高齢者の一般調査については民生委員に調査票の配布と回収を要請した。在宅の部分については支援センターの職員などに委嘱をし、実際に面接し、調査票に基づいて調査をした。施設については施設の職員に依頼し調査をした。特養の待機者については在宅と同様面接による聞き取り調査を行った。40歳以上65歳未満の人については郵送で送り、返送してもらう方法をとった。

倉田委員

調査票の内容は道で行ったモデル事業に似たものか。

高齢福祉課長

モデル事業とこの実態調査は別次元のものである。モデル事業は日常生活の動作が中心の調査であり、今回行った高齢者等の一般調査については住まいの状況や健康状態、生きがいを感じていること、在宅サービスを利用している人については心身の状態に関わる問題、高齢者一般や若年者については幅広い意味で高齢社会に対する調査を行った。

倉田委員

現在、集計・分析中とのことだが、いつごろまとまるのか。

また、その結果は今後どのように活用していくのか。

高齢福祉課長

介護保険との関係については調査対象者の心身の状況を分析することにより、現在、寝たきりの人が市内に何人いるのかということが分かってくる。それを基に平成12年以降の寝たきりや要介護の人の推計人数を出すことができ、計画年次において必要なサービスの内容が出てくる。

また、老人保健福祉計画については現在あるサービスの利用状況や認知度を把握し、計画の見直しに役立てることができる。

結果については1月上旬を目処にまとめる作業を行っている。

倉田委員

介護保険についての説明会やPRは行っているのか。

高齢福祉課長

説明会やPRは特に行っていないが、要望があればできるだけ応じるとは関係者に機会あるごとに言っている。

倉田委員

介護保険に関しては分かりにくい部分があると不安の声をよく耳にする。そうした中、いまは大切な時期なので、説明会や懇談会を開くこと、PRを行うことも必要ではないのか。

高齢福祉課長

制度自体、高齢者が理解しづらい面があるのは事実である。政省令がまだ出揃っていないので、保険料など関心の高い部分分からないというのが現在の実情である。

政省令の内容が分かった段階で、広報等を通じ、PRしていきたい。

渡部(智)委員

まちづくりについて

今年6月に小樽に注目し期待を寄せているコンサルタント等8人が懇談会を行った。そのなかで小樽に対する提言を行っていた。

小樽市ではまちづくりに関しても新しい総合計画21世紀プランに基づき進めているところであるが、問題は、総体的な小樽らしいまちづくりをどう考えているかということである。まちづくりに関しては、以前から点から線、線から面と進めてきているが、これからはシステム化ということも大事なことである。総合計画の各項目は一定期間の中で全体的に進めるという効果はあるが、いかんせん10年計画であるので各施策が進んでいくバランスも問題になってくる。

総合的なことを考えたとき、建築都市部としては地域振興を考え、グランドデザインを掲げたまちづくりを行い、国の施策と連携していく必要がある。

築港ヤードが3月にオープンし、心配されることは南樽地区や中心部が空洞化することである。バスや船により回遊性を高めると言うが、魅力あるゾーン形成を行っていかなければ、観光客などがそこを訪れてくれるか疑問で

ある。

まちとの連動性を考えると、例えば商店街の一部が空き地になった場合、市の責任で窓口となり、そこを借り切って商店街で利用するなどがスムーズに行えるようなシステムづくりを政策的に考えていくことも大切なことであると思う。

建築都市部としては当面する大きな変化に対応するまちづくりについてどのような政策を持ち、どう進めていこうとしているのか総体的に示せ。

(建都)次長

6月に行った懇話会には私も出席していた。そのなかで「小樽には海、山、自然という魅力があり、まちとしての財産はあるが、それがうまく生かせていない」という指摘を受けた。また「市民と観光客が融和するまち、生活のにおいがあるまちをつくるべきで、中心部に魅力が少ないので戦略的にまちづくりを行っていくべき」との指摘もあった。

今、中心市街地についても課題、問題点が多いと感じており、都市機能的な面や生活する立場からも機能面で不十分であると思う。中心市街地活性化法にもあるように都市の再構築を考え、より機能的なまちづくりを進めていくという観点から、小樽市内の各地域の魅力、特性を生かし、各地区を有機的につなげていくことが必要と思う。

都市間競争的な視点も持ち、小樽市全体の魅力を高めていくことも重要と考えている。

そうした意味からも、活性化法に基づいて、中央通を軸とした中心部の計画を策定するなかで南樽地区についても、以前の繊維問屋という成り立ちだけではないあり方もあると考えている。

地域のコミュニティや市民ニーズを考え、ゾーニングしていくまちづくりの視点も必要かと考えている。

委員長

散会宣告。